

# 児童手当現況届をご提出ください

平成30年6月分以降(10月支払分以降)の手当を受給するためには現況届の提出が必要です。

このお知らせは、平成30年5月中旬現在、児童手当を受給している方にお送りしています。

現況届は、児童手当を受給している方が、引き続き児童手当を受け取る資格を満たしているかどうかを、平成30年6月1日現在で確認するためのものです。

ご提出いただけないと、平成30年6月分以降の手当を受給できなくなりますので、

**お早めにご提出をお願いします。**

## 1 現況届のご提出について

提出書類	必ず提出するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当現況届</li> <li>請求者の健康保険証のコピー(現況届の右上に貼り付けてください) ※現況届の「加入年金」欄で「1.国民年金」、「2.未加入」に○を付けた方は保険証コピーの提出を省略できます。</li> </ul>
	場合によって添付するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況届下部の「添付書類」欄に記載がある書類 ⇒記載のある方のみ該当の書類を添付してください</li> </ul>
提出方法	同封の返信用封筒(オレンジ色)でご返送ください。※切手の貼り忘れにご注意下さい。	
受付期間	<b>平成30年6月1日(金)～6月27日(水)</b>	
	<p>※上記の期間を過ぎてしまった場合でも現況届をご提出ください。 ただし、ご提出の時期によっては児童手当のお支払いが遅くなる場合がありますのでご注意ください。 ※上記の期間中にご提出された方には、9月上旬頃に「現況審査結果通知書」を順次お送りする予定です。</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月以降に区外に転出する予定の方も、必ず提出してください。</li> <li>受験を控えたお子様がいらっしゃる方は、9月以降にお送りする「現況審査結果通知書」が、後日、奨学金の申請に必要な場合があります。</li> </ul>	

## 2 手当の支給について

### (1) ◆支給月額

対象年齢および学年		支給月額
0～3歳未満		15,000円
3歳～小学6年生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降(*)	15,000円
中学生		10,000円
所得制限額以上の方の児童(特例給付)		5,000円

※第何子目かを数える際には、18歳まで(18歳になった後の最初の3月末まで)の児童を含めて数えます。支給額を算定するため、現況届の児童欄に算定対象児童として記載されています。

### ◆所得制限額

扶養の人数	所得制限額
0人	630万円
1人	668万円
2人	706万円
3人	744万円
4人目以降	以降、扶養人数が1人増えるごとに38万円を加算

・生計中心者の所得のみで判定します。世帯全員の合算ではありません。  
 ・所得額は前年(平成29年分)の総所得金額です。年収額ではありません。  
 ・所得制限額には社会保険料相当額の8万円を加算しています。  
 ・医療費控除等、各種の控除額を総所得金額から差し引くことができます。  
 ・扶養人数は、判定に必要な所得年度の税法上の扶養人数です。  
 ・所得が制限額以上の場合、該当年度の6月分以降が特例給付となります。

裏面もあります

## (2) 手当の支給予定日(30年6月以降の3回について)

◇児童手当は年3回に分けて、支給月の12日頃に前月分までを口座へ振り込みます。

- ①平成30年 6月12日 頃 [30年 5月までの分]
- ②平成30年10月12日 頃 [30年 6月分 ~ 30年9月分]
- ③平成31年 2月12日 頃 [30年10月分 ~ 31年1月分]

※「平成30年度現況届」がお手元に届いた方は、原則、6月12日頃に平成30年5月分までの手当が支払われます。

## 3 各種変更手続きについて

下記のような変更事由がある場合には、現況届とは別に手続きが必要になります。

事 由	必要な提出書類
養育する児童が増えた (6月以降に児童が生まれた等)	「児童手当認定(額改定)請求書」 (区HPから様式をダウンロードして、郵送提出することができます)
請求者の振込口座の変更 (配偶者や児童の名義には変更できません)	「児童手当 口座変更届」 (区HPから様式をダウンロードして、郵送提出することができます)
請求者または児童の氏名や住所を変更した	「児童手当 変更届」
配偶者の住民票が江戸川区外にある方で、その別居状況等に変更が生じた(海外に出国した、離婚や離婚調停をしているなど)	お手続きが必要になる場合があります。 児童女性課手当助成係までご連絡ください。

## 4 よくあるお問い合わせ

### Q.1 健康保険証のコピーを貼りつける必要はありますか？

A.1 「厚生年金」に加入している方は、現況届右上の健康保険証貼付欄に請求者の健康保険証のコピーを貼り付けてください。ただし、『〇〇国民健康保険組合』(全国土木建築国民健康保険組合を除く)の健康保険証をお持ちの方で厚生年金に加入している場合、現況届裏面の「厚生年金加入証明」欄に勤務先から証明を受ける必要があります。

### Q.2 誰の健康保険証のコピーを貼ればよいですか？

A.2 児童手当の**請求者**の健康保険証のコピー(おもて面のみ)を現況届右上の健康保険証貼付欄に貼り付けてください。

### Q.3 現況届の提出が6月27日に間に合いません。

A.3 受付期間を過ぎてしまった場合でも現況届はご提出ください。ただし、ご提出の時期によっては児童手当のお支払いが遅くなる可能性があります。なるべくお早めにご提出ください。

### Q.4 現況届の提出が6月12日を過ぎると、6月12日振込み予定の手当は支払われないのですか？

A.4 6月12日に支払われるのは平成30年5月分までの手当ですので、「平成30年度現況届」がお手元に届いた方は、原則、6月12日に手当が支払われます。

### Q.5 現況届を提出できているかどうか、電話などで確認できますか？

A.5 皆様からご提出いただいた現況届を数か月かけて順次審査しているため、お問い合わせの都度確認することは困難です。予めご了承ください。なお、記載内容や添付書類に不備がある場合は、順次返送させていただいております。受付期間中に不備なくご提出いただいた方には、9月上旬頃に「現況審査結果通知書」をお送りする予定です。



## 5 お問い合わせ先

児童手当現況届につきましては、江戸川区HP「児童手当現況届特設サイト」をご覧ください。

※別途通信料がかかる場合があります

